

砂 川 市 訓 令 第 2 6 号

令和 8年 4月 1日

砂川市ファミリーサポートセンターお試しクーポン配付事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市ファミリーサポートセンターお試しクーポン配付事業実施要綱の一部を改正する訓令

砂川市ファミリーサポートセンターお試しクーポン配付事業実施要綱（平成29年訓令第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

砂川市子育て援助活動（ファミリー・サポート）お試しクーポン配付事業実施要綱

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この訓令は、砂川市子育て援助活動支援事業実施要綱（平成23年訓令第13号。以下「支援事業実施要綱」という。）に規定する子育て援助活動支援事業（以下「ファミリー・サポート」という。）による育児の援助を希望する保護者が、ファミリー・サポートに対する理解を深め、育児の援助を行う者との間に信頼関係を構築できるよう、援助を受ける際の負担金の一部を助成するクーポン（以下「クーポン」という。）の配付事業に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条第1号中「ふれあいセンター」を「子ども家庭センター母子保健係」に改め、同条第3号及び第4号を次のように改める。

- （3） センター 支援事業実施要綱第3条第1項に規定するファミリー・サポート・センターをいう。
- （4） 依頼会員 支援事業実施要綱第6条第1号に規定する依頼会員をいう。

第2条に次の1号を加える。

- （5） 協力会員 支援事業実施要綱第6条第2号に規定する協力会員をいう。

第5条中「の対象児童がセンターを利用する」を「が、対象児童の育児支援（次項において「援助活動」という。）を受ける」に改める。

第9条中「使用されたクーポン」の次に「の額面」を加え、「返還」を「支払」に改める。

第10条中「事業の実施」を「クーポンの配付」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(砂川市ファミリーサポートセンター利用補助金交付要綱の一部改正)
- 2 砂川市ファミリーサポートセンター利用補助金交付要綱（平成 29 年訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「砂川市ファミリーサポートセンターお試しクーポン配付事業実施要綱」を「砂川市子育て援助活動（ファミリー・サポート）お試しクーポン配付事業実施要綱」に改める。